

議第26号 呉市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

1 条例の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する配偶者同行休業の制度を導入するため、条例を制定するものです。

配偶者同行休業は、職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定め、滞在する配偶者と生活を共にするため外国に滞在する期間、職務に従事しないことができる制度です。なお、当該休業の期間中は、給与を支給しません。

2 条例の内容

(1) 条例の趣旨（第1条）

地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものであることを示します。

(2) 配偶者同行休業の承認（第2条）

配偶者同行休業は、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で承認することとします。

(3) 配偶者同行休業の期間（第3条）

配偶者同行休業の期間は、3年を超えない範囲内で相当と認める期間とします。

(4) 配偶者が外国に滞在する事由（第4条）

配偶者が外国に滞在する事由は、配偶者の外国での勤務、事業経営、個人が業として行う活動、外国の大学における修学等とします。

(5) 配偶者同行休業の承認の申請（第5条）

配偶者同行休業の承認の申請は、当該休業期間の初日及び末日、当該期間中に配偶者が外国に滞在する事由を明らかにしてしなければならないことを定めます。

(6) 配偶者同行休業の期間の延長（第6条）

配偶者同行休業の期間は、第3条に規定する期間を超えない範囲内で、原則として1回延長ができます。ただし、次条に定める特別な事情がある場合は、再度の延長を認めることとします。

(7) 再度の延長ができる特別の事情（第7条）

再度の延長ができる特別の事情として、延長の請求時には未確定であった配偶者の外国での勤務が引き続くことになった場合等と定めます。

(8) 配偶者同行休業の承認の取消事由（第8条）

配偶者同行休業は、配偶者が外国に滞在しないこととなった場合、職員が育児休業をすることとなった場合等の事由により取り消すこととします。

(9) 届出（第9条）

配偶者同行休業をしている職員は、配偶者が死亡した場合、配偶者が外国に滞在しないこととなった場合等には届出をしなければならないこととします。

(10) 任期付採用又は臨時的任用（第10条）

配偶者同行休業をしている職員の業務を処理するため、任期付採用又は臨時的任用を行うことができることとします。

(11) 職務復帰後における号給の調整（第 11 条）

配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、昇給の場合に準じて号給を調整することができることとします。

(12) 退職手当の取扱い（第 12 条）

配偶者同行休業をした期間は、その期間を退職手当の額の算出の基礎となる在職期間から除算することとします。

(13) 委任（第 13 条）

条例の施行に当たって必要となる事項は、規則で定めることとします。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日